

公 告 第 11 号
令和 1 年 10 月 1 日
パルグループ健康保険組合
理事長 井上 隆太



組合規約一部変更について

このたび、事業所の編入に伴い、組合規約第 4 2 条を下記のとおり変更しましたので、公告いたします。

記

第 4 2 条

この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第 3 条第 4 項及び法附則第 3 条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。

- （１）組合の設立事業所との間で、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号）第 8 条第 3 項又は第 5 項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所

この規約は認可の日から施行し、令和 1 年 1 0 月 1 日から適用する。

以上